

**玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 緊急時対策棟
火災感知器追設工事に係る設計及び工事計画変更認可申請に係る確認事項**

No.	日付	確認事項	回答欄	説明資料	備考
1	9月14日	本申請で設計基準対処施設が申請の対象外である理由について記載を充実化させること。	設計基準対象施設のうち火災防護を行う機器は、「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器」及び「放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器」であり、玄海緊急時対策棟に係る設計基準対象施設においては、火災防護を行う機器に該当する設備はないため、対象外である。		
2	9月14日	緊急時対策棟屋外地下エリア(加圧設備)が火災区域・区画に設定されていない理由について記載を充実化させること。	緊急時対策棟屋外地下エリア(加圧設備)については、可搬型重大事故等対処設備である空気ポンベ(緊急時対策所用)等の保管と不燃材であるステンレス鋼の配管の設置のみであることから火災区域又は火災区画は設定していないことを概要資料に記載した。 なお、本設計は、令和3年4月23日付け原規規発第2104231号にて認可された設計及び工事の計画の添付資料5「火災防護に関する説明書」3.1火災防護を行う機器等の選定及び3.2火災区域及び火災区画の設定による。	概要資料 P8	
3	9月14日	本館建屋側は、どこが申請対象であるのかの火災区域・区画を追記すること。	本申請の対象となる本館建屋の火災区域又は火災区画番号、緊急時対策所(緊急時対策棟内)に係る重大事故等対処施設の設置状況及び火災感知器の設計を補足説明資料に記載した。	補足説明資料6-1 P6-1-3,4	
4	9月14日	屋外に設置する防爆型の熱感知器の防水性能について、事業者としてどのように防水性を確認しているのか、記載を充実化させること。	屋外に設置する防爆型の熱感知器について、設置する環境条件に対して、必要な機能が発揮できることを記載した。	補足説明資料4-2 P4-2-3	
5	9月14日	火災感知器の配置図について、火災区域(区画)の細分割境界の範囲を再度確認し、記載を適正化すること。	緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク室に火災区域(区画)の細分割境界を記載した。	参考資料 P参2-7	
		以下、余白			